

国の就学支援金と千葉県の授業料減免について

- ◆ 就学支援金と授業料減免は、どちらも『納めた授業料が後から還ってくる』という内容の制度(還付)です。
(※授業料=納付金の『授業料』の項目)
- ◆ 認定になるかどうか、補助額がいくらになるかは、保護者の住民税の所得割の金額によって決まります。
- ◆ 手続は学校が取りまとめておこない、支援金・減免それぞれで還付をします。

国の就学支援金

- 公立高校無償化とともに始まった国の制度です。
- 保護者の所得状況に応じて、9,900円を基本額とする補助を受けることができます。

千葉県の授業料減免

- 保護者の所得状況に応じて補助を受けられる、千葉県の制度です。
- 納入金の『授業料』の全額、または3分の2の額から就学支援金を引いた金額が補助されます。

就学支援金・授業料減免の審査(※30年度より変更)

- どちらの制度も、保護者の**住民税の所得割【都道府県+市区町村】の金額**で審査をします。

住民税の所得割とは？

- ▶ 住民税のひとつで、所得によって金額が決まるものです。
- ▶ 税額がいくらかどうかは、役所が発行する『課税証明書』で確認することができます。
☆ 会社勤務の方は、『給与所得等に係る市(町村)民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』でも確認可能です。
- 収入額では審査されませんのでご注意ください。また、「均等割」の金額は審査基準には含みません。

審査基準と補助の金額(※30年度より変更)

審査基準	収入の目安 (参考)	国の就学支援金		千葉県授業料減免		就学支援金 授業料減免 合計(月額)
		分類	補助額	分類	補助額	
生活保護を受けている		2.5倍	24,750円	1号	5,250円	30,000円
住民税が非課税 または均等割のみ課税	250万円 未満	2.5倍	24,750円	2号	5,250円	30,000円
住民税の所得割合計 8万5,500円未満	350万円 未満	2倍	19,800円	2号	10,200円	30,000円
住民税の所得割合計 25万7,500円未満	590万円 未満	1.5倍	14,850円	3号	5,150円	20,000円
住民税の所得割合計 29万2,500円以下	640万円 以下	基本額	9,900円	3号	10,100円	20,000円
住民税の所得割合計 50万7,000円未満	910万円 未満	基本額	9,900円		なし	9,900円
住民税の所得割合計 50万7,000円以上	910万円 以上		なし		なし	0円
住民税の金額は、役所発行の課税 証明書等で確認します。		年度内数回に分け て、授業料引落口座 へ還付		年度末に減免の1年 分の額を、授業料引 落口座へ還付		

※要書類をご提出後、県や国との手続に非常に時間がかかることから、本校では、認定になる・ならないに関わらず授業料等毎月の引落額は変更せず、補助分の金額を後から還付する、という方法を取っております。